

境港管理組合の役務の調達について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により、障害者福祉施設等の受注機会の拡大を図ることを目的に随意契約を行うので、境港管理組合会計規則（昭和39年管理組合規則第1号）第112条の3第1項第2号の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月16日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

- 1 契約の内容
境港クルーズ客船寄港時花壇プランター設置業務
- 2 業務内容
境港にクルーズ客船が寄港する際に、花を植栽したプランターを岸壁に設置（撤去含む）する業務。
- 3 業務場所
 - (1) 昭和南1・2号岸壁
 - (2) 中野1号岸壁
 - (3) 外港1号、2号岸壁
 - (4) 竹内3・4号岸壁
- 4 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約予定時期
平成30年4月1日
- 6 見積書提出期限
平成30年3月23日
- 7 契約者の選定方法及び選定基準
 - (1) 選定方法 1者随意契約
 - (2) 選定基準 鳥取県西部及び島根県東部に事務所を有し、地方自治法施行令167条の2第1項第3号に規定する団体に該当し、かつ、鳥取県及び島根県入札参加資格者名簿の本件業務に関連する資格区分に登録された唯一の者であるため。
- 8 問合せ先（契約担当係）
鳥取県境港市大正町215
境港管理組合 港湾管理委員会事務局 総務課
電話（0859-42-3706）